

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務に関する公募

令和5年2月13日

1. 企画競争に付する事項

(1) 業務名

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

(2) 業務の趣旨

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務は、緊急災害時における飲料の無償提供並びに学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とするものである。

(3) 業務の内容

飲料の自動販売機の設置及び管理運営

(4) 業務の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和4年度の関東・甲信越地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C及びD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出方法

別に定めた長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務公募要領（以下「公募要領」という。）に基づく企画提案書を提出期限までに、紙媒体5部を送付（必着）又は持参すること。

(2) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和5年3月2日（木）17時00分必着

提出先：下記に示す場所

4. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領に基づき、長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務受託事業者選定委員会において行う。

5. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

【提出先・本件担当・連絡先】

所在地：〒940-8532

新潟県長岡市西片貝町888番地

担当：長岡工業高等専門学校総務課財務係

電話：0258-34-9324

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務公募要領

1. 業務名

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

2. 業務の趣旨

本校自動販売機設置及び管理運営業務は、緊急災害時における飲料の無償提供並びに学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とするものである。

3. 業務の内容

飲料の自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 契約期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和4年度の関東・甲信越地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C及びD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

所在地：〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地

担 当：長岡工業高等専門学校総務課財務係

電 話：0258-34-9324

- (2) 企画提案書の提出方法

①提出方法は、紙媒体5部を送付（必着）又は持参すること。

○送付

・発送履歴が残る簡易書留等で送付すること。

○持参

・受付時間：平日8時30分～17時00分（12時15分～13時00分を除く。）

②その他

- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧のうえ、提案すること。
- ・企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 提案内容

企画提案書には次の内容を各項目に分けて記載すること。

契約案件ごとに審査を行います。各契約案件について企画提案書を作成してください。

A. 必要条件

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ④別紙1「自動販売機設置及び管理運営業務企画条件」の内容を行えること。

B. 評価項目

①販売管理体制

販売商品の賞味・消費期限管理、食品衛生管理体制、クレームに対する対応などについて説明すること。

②販売商品の補充体制並びに代金の回収及びつり銭の補充体制

速やかな補充体制が整っているか説明すること。

③設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル

省エネ・環境対応レベルの詳細を記入すること。なお、設置する自動販売機は、新品、中古を問わない。

④販売商品の種類

取り扱いメーカー、種類を示すこと。また、季節による種類も示すこと。

⑤販売商品の価格

飲料の提供価格について、メーカー希望小売価格及びそれに対しての値引き予定価格を提示すること。(希望小売価格及び販売価格の一覧表を提示すること。)

⑥売上手数料

毎月の売上の5%以上を計上すること。

⑦その他特筆する点

自動販売機設置・運営等に関して特筆する点を示すこと。

(4) 提出書類

- | | |
|---|----|
| ①企画提案書（契約案件毎に作成すること。） | 5部 |
| ②会社パンフレット（コピー可） | 5部 |
| ③その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等 | 5部 |
| ④令和4年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し | 1部 |
| ⑤公募要領5の（1）及び（3）に該当しない者であることを誓約した書類 | 1部 |

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和5年3月2日（木）17時00分必着

提出先：上記（1）に示す場所。

(6) その他

- ①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、

提出された企画提案書等については返却しない。

②書類提出後の追加及び修正は認めない。ただし、本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリング等を求める場合があるので、応じること。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

自動販売機の契約案件ごとに選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別紙2 審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。また、選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

8. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わず、次順位者を契約予定者とする場合がある。

9. スケジュール

(1) 公募開始：令和5年2月13日（月）

(2) 公募締切：令和5年3月2日（木）17：00

(3) 審査：令和5年3月3日（金）～令和5年3月10日（金）（予定）

(4) 契約締結：令和5年3月13日（月）（予定）

(5) 契約期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

10. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務企画条件

1. 業務の目的

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務は、緊急災害時における飲料の無償提供並びに学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とするものである。

2. 業務の内容

飲料の自動販売機の設置及び管理運営業務

3. 契約期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 設置場所及び種別等

契約案件	設置場所	種 類	設置台数	既存の機器の 大きさ【幅】	昨 年 度 売上数
A	1号館中央棟1階	ペットボトル・缶飲料	1台	1,160mm	5,145本
B	3号館1階右側		1台	1,166mm	4,586本
C	3号館1階左側		1台	1,185mm	3,448本
D	図書館屋外右側		1台	1,166mm	6,523本
E	図書館屋外左側		1台	1,185mm	3,063本
F	4号館1階		1台	1,160mm	6,386本
G	6号館2階		1台	1,185mm	4,265本
H	6号館3階		1台	1,160mm	7,697本

- ・本校の在籍者数は、教職員・学生を含め約1,100名です。
- ・昨年度売上数は、現在の設置業者から得た令和3年度の売上本数の実績を参考値として記載したものであり、今後の売上を保証するものではありません。また、実際の販売本数と大きな乖離があった場合においても、それを根拠に契約内容の変更や解除は認めません。

5. 禁止事項

- ① 酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ② 受託者は、一切の商取引を自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

6. 自動販売機の設置及び管理運営

(1) 自動販売機に求める機能及び管理運営業務内容

- ① 地震等の災害が生じた際は、速やかに機内の在庫製品の無償提供を行うこと。
- ② 自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ③ 自動販売機のメンテナンスを定期的を実施し、故障等が生じないよう配慮すること。
- ④ 販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生及び教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑤ 自動販売機内外は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑥ 自販機に併設した場所に、販売する容器の種類(缶・ペットボトルなど)に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の受託事業者の責任で回収すること。ただし、複数の設置場所においては、業者間で協議のうえ回収すること。

(2) 販売商品

- ① ペットボトル・缶飲料は、自動販売機の受託事業者の提案によるメーカーの物とし、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ② 販売価格は、希望小売販売価格の20円以上割り引いた価格とすること。

(3) その他

- ① 自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ② 販売商品(衛生管理に起因するものを含む)、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の受託事業者の責任において全て行うこと。

7. 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う貸借料は免除する。

8. 売上手数料

- ① 自動販売機の受託事業者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに本校に報告すること。
- ② 売上手数料は、6か月毎に本校から送付する請求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の受託事業者の負担とする。

9. 必要経費

- ① 自動販売機の設置(基礎工事、電気工事を含む。)及び撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の受託事業者が負担すること。ただし、1次的な電源工事は、本校の負担により実施する。
- ② 自動販売機の受託事業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を毎月、本校から送付する請

求書に基づき、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の受託事業者の負担とする。

- ③ その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の受託事業者が負担する。

10. 原状回復

自動販売機の受託事業者は、契約期間が終了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、受託者の負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復すること。

11. その他

この企画条件に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、別途協議する。

審 査 基 準

1. 採択案件の決定方法

契約案件ごとに個別に審査を行い、決定する。

提案された企画について書類審査を行い、下記の3. 評価方法により最も評価点の高い者を契約予定者とする。

ただし、契約案件Bと契約案件C及び契約案件Dと契約案件Eは、重複して契約予定者となることができないため、両方の提案書を提出する場合は、あらかじめ企画提案書に契約を優先する契約案件を選択しておくこととする。

2. 審査方法

企画提案書に基づき、長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

企画提案書を総合的に判断し、書類審査によって決定する。

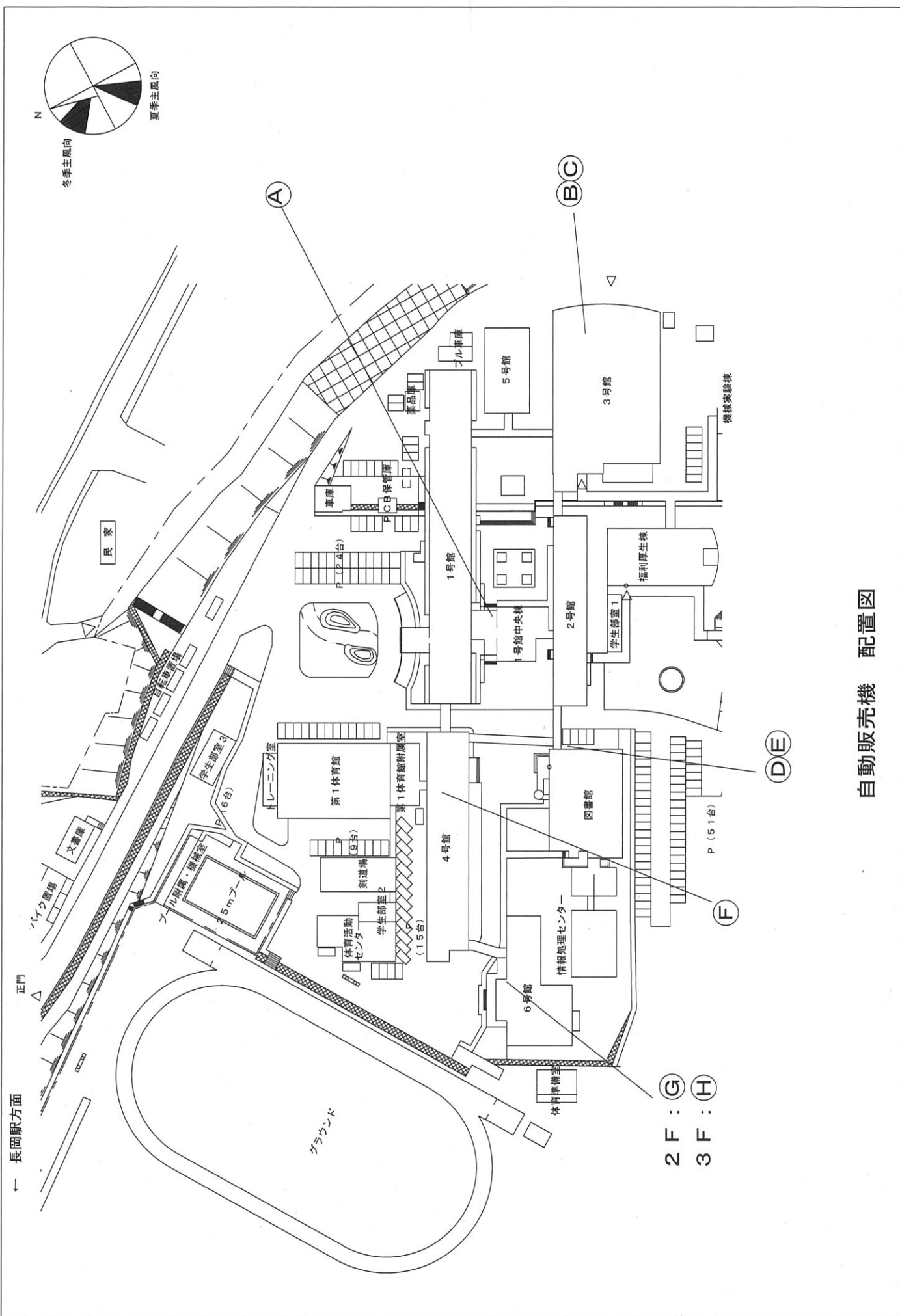
4. の必要条件を満たしたものについて、契約案件ごとに5. の評価項目について評価し、点数化する。

4. 必要条件

- (1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 業見管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- (3) 事業に必要な設備・施設を保有していること。
- (4) 別紙1「自動販売機設置及び管理運営業務企画条件」の内容を行えること。

5. 評価項目

評価項目	配点
(1) 販売管理体制	10点
(2) 販売商品の補充体制並びに代金の回収及びつり銭の補充体制	5点
(3) 設置する自動販売機の省エネ，環境対応レベル	10点
(4) 販売商品の種類	10点
(5) 販売商品の価格	3点
(6) 売上手数料	5%を超える手数料率1%につき1点
(7) その他特筆する点	5点



自動販売機 配置図

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務
企画提案書作成要領

1. 書式

A 4 縦判，横書きとする。

2. 総ページ数

制限なし（下段にページ数を付すこと。

3. 提出部数

正 1 部，副 4 部

4. 企画提案書表紙

別紙様式 1 を使用すること。

5. 提案内容

必要条件と評価項目について，別紙様式 2 ～様式 3 により明瞭に記載すること。

6. 企画提案書は，日本語で記載し，作成費用については，選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。

7. 企画提案書に虚偽の記載があった場合は，無効とする。また，契約後に虚偽が判明した場合は，契約を解除とする。

8. 公募要領を熟覧の上，記入すること。

【別紙様式1】

長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

企画提案書（契約案件○）

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

担当者氏名

電話番号

FAX番号

e-mail

【別紙様式2】

必要条件（①から④について説明すること。（複数ページ可）

①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

③事業に必要な設備・施設を保有していること。

④別紙1「自動販売機設置及び管理運営業務企画条件」の内容を行えること。

（例）別紙1「自動販売機設置及び管理運営業務企画条件」の内容を行うことができます。

詳細は評価項目資料〇〇ページに記載

【別紙様式3】

評価項目（①から⑦について説明すること。（複数ページ可）

①販売管理体制

②販売商品の補充体制並びに代金の回収及びつり銭の補充体制（週に何回補充するかも記載下さい）

③設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル（年間消費電力も記載下さい）

④商品の種類

⑤販売商品の価格

飲料の提供価格について、メーカー希望小売価格及びそれに対しての値引き予定価格（販売価格）を提示すること。（希望小売価格及び販売価格の一覧表を提示すること。）

⑥売上手数料

〇〇%

⑦その他特筆する点

* 契約案件Bと契約案件C及び契約案件Dと契約案件Eの両方の企画提案書を提出する場合、両方とも最も高い評価点となった場合、どちらの契約案件を優先するか○を付してください。

契約案件B	
契約案件C	

契約案件D	
契約案件E	

競争参加資格に関する誓約書

令和 年 月 日

長岡工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 殿

住 所
申請者 商号又は名称
代表者

印

私は、令和 年 月 日付けで公告のあった「長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務」の公募に参加する者に必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当しない者であること。

①未成年者（婚姻もしくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア、契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ、監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ、この項（この号を除く。）の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

長岡工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者又は代理人職・氏名 ⑩

私は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

業務委託契約書（案）

件 名 長岡工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校契約担当役事務部長 西村 泰雄
と受託者 との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 この契約は、長岡工業高等専門学校における緊急災害時における飲料の無償提供並びに学生及び教職員の福利厚生を充実させることを目的とするものである。

第2条 受託者は、企画提案書の内容を遵守し、委託者の指定する場所（別紙）に自動販売機を設置し、飲料等の販売を行うものとする。

2 設置する自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、受託者が負担するものとする。

第3条 この契約に基づく自動販売機の設置期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 委託者は、受託者に自動販売機設置のため、無償で使用させるものとする。

第5条 受託者は、毎月の売上高及び売上数量を月末締めにて翌月の10日までに委託者に報告するものとする。

2 受託者は、毎月の売上高に別紙の売上手数料（％）を乗じた売上手数料を、6か月毎に委託者の請求に基づき納付するものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

3 毎月の売上手数料の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

第6条 受託者は、設置する自動販売機の稼働に要する光熱水料を毎月、委託者の請求に基づき納付するものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

第7条 受託者は、自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、委託者から要望がある場合には、委託者と協議の上、誠意をもって対応するものとする。

第8条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、設置期間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による

課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

第9条 委託者は、受託者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 受託者は、正当な理由なくこの契約を解除するときは、設置期間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

第10条 受託者は、この契約が終了したとき又は契約が解除されたときは、受託者の負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復するものとする。

第11条 受託者は、自動販売機に起因する事故等による委託者または第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。

2 受託者は、この契約の定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、委託者が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

第12条 委託者は、本校学生及び教職員が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者受託者間において協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、長岡工業高等専門学校所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所長岡支部を専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し押印するものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 新潟県長岡市西片貝町888番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 西村 泰雄 印

受託者

代理人

別紙

契約 案件	設置場所	種別	設置 台数	売上手数料 (%)